

## 令和4年度第3回南丹市国民健康保険運営協議会

日 時 令和5年1月20日（金） 午後1時30分～2時40分

場 所 南丹市役所 3号棟 第4会議室

出席者

- 被保険者代表 高屋芳子委員、谷委員、シャウベッカー委員、原田委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 高屋和志委員、鈴木委員
- 公益代表 桂委員、谷口委員、北村委員
- 被用者保険等保険者代表 森山委員
- 事務局  
今西市民部長、市民課 森課長、山口課長補佐、高屋係長、渡邊主事  
福祉保健部 保健医療課 八田参事

### 会議録

#### 1. 開会

#### 2. 挨拶

会長： コロナに関して4月からは状況が変わりそうな雰囲気になってきています。予測が非常に難しい時代になってきているかと思えます。また、コロナの影響で経済的に困窮されている方もおられると聞いておりますので、保険税の問題というのは、非常に大きな問題です。「国民皆保険」が日本の健康の維持にとっても役立ったという事もありますので、是非忌憚のないご意見を頂いて、今日の議論も活発に進められるようご協力いただければと思います。よろしくお願ひします。

事務局： 規則の第7条第1項の規定によりまして、会議の議長は会長が行う事となっております。

#### <出席状況の報告>

事務局： 欠席通告委員は、辰巳委員、竹中委員、榎原委員の3名となっております。出席委員は名簿にあります被保険者代表・保険医または保険薬剤師代表・公益を代表する委員より各1名以上であり、出席合計は10名と過半数に達しておりますので、規則第7条第2項の規定により本協議会が成立している事をご報告いたします。

#### <会議録の署名人を指名>

議長 シャウベッカー委員と原田委員を指名させていただきます。

#### 3. 議事

(1) 「令和5年度南丹市国民健康保険税のあり方について」

事務局： 保険税率に大きな影響のある納付金の見込額として、約8億2,000万円。前回の協議会で示しておりました試算額とほぼ同額を見込んでおります。歳出予算としては総額38億3,160万円を見込んでおります。

歳入予算としては、現行税率による歳入予算としては、総額約37億6,831万円と見込んでおり、歳入不足額である約6,328万円を基金の取り崩しによって補填する見込みとしております。歳入に占める保険税の収納額としましては約5億4,697万円と見込んでおります。

前回の協議会において方向性として提案させて頂きました通り、現在の基金残高を持続可能な範囲において効果的に活用して、保険税率を引き下げていく方向性を持っております。

現行税率と税率改正案ですが、案においては、世帯に対して賦課される平等割の部分を減額することで、世帯一律で保険税額を減らそうとするものです。ただし介護保険分につきましては、現行税率では所得に応じて賦課される応能部分の割合が低かったことから所得割を0.2%引き上げますが、被保険者1人当たりに賦課される均等割額を引き下げることによって調整しております。

保険税率改正案における歳入予算額としては、総額約37億5,064万円を見込んでおり、保険税の収納額としては約5億3,884万円を見込んでおります。歳入不足額は約8,095万円と見込まれ、更に約1,800万円の基金取り崩しとなります。

これまでの基金の積立状況や基金残高から、令和5年度においては当初予算で基金を約8,000万円取り崩すことは可能と見込んでおり、保険税率改正後の令和5年度予算執行状況を注視していこうと考えています。

なお、保険税率改正案において賦課総額における被保険者1人当たりの保険税額は、現行税率よりも1,379円減額できると見込んでおります。

令和5年度の南丹市国民健康保険税のあり方としては、国民健康保険は医療の高度化と被保険者の高齢化に伴う医療費の増加が引き続き見込まれる状況にあります。一方で国際的な原油価格・物価高騰が被保険者や地域社会に与えている影響は甚大です。そのような中で令和5年度においては京都府への納付金見込額は昨年度と比較して減少すると見込んでおり、南丹市国民健康保険税の収入見込と国民健康保険事業特別会計基金の保有額と積み立て状況を考慮した結果、本年度の保険税率を改正することが適当であるとして、保険税率改正案を提案させていただきます。

議長： ご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

委員： 税率が下がる事は私たちにとっては多少であっても非常にうれしい事だと思います。

事務局： 平等割は世帯として金額を課するものになっております。均等割は世帯におられる被保険者1人1人に課される金額となっております。平等割額、1世帯あたりにかか

る保険税を引き下げること、どの世帯でも保険税の減額を受けられるような改正案にしようとしているものです。

介護保険分につきましては、今まで所得に応じて対応する保険税の割合が低かったという事で0.2%引き上げる代わりに、世帯被保険者1人当たりにかかる均等割の金額を引き下げること調整していこうという案になります。

委員： 税率比較表で、先ほど介護保険分の割合が低かったので0.2%引き上げるという事ですが、その低かったというのは何を基準とした時ですか。

事務局： 資料において一番左が所得割で均等割・平等割とありますが、所得割は負担して頂く分の50%、均等割・平等割も足し合わせて50%、これで所得に係るものと人数・世帯に係る部分を50:50にしていくのが基本です。今までは介護についての所得割の分がかなり低い設定になっていました。理由は介護に関する負担をして頂くのは40~65歳までの一番働き盛りと言いますか所得を得られる方の割合が多い年代で、なおかつ生活の主流になる年代という事もあって、若干抑え気味にされていたのかなと。あまりに乖離し過ぎると他とのバランスが保てないという事です。まだこの案でもまだ低めですが、一度に引き上げることは出来ませんので、若干所得割の割合は引き上げて、その分均等割・平等割の金額を若干引き下げること所得割とのバランスが取れるように調整したという事です。

委員： 今はどのくらいの割合ですか。

事務局： 所得の割合が約47%、均等割・平等割の合計で約53%と多くなっています。全体的には差が縮まってきました。今後も全ての医療・支援・介護の分野で出来るだけ50:50に負担して頂けるように調整していきたいと考えています。現状でも所得の割合がまだ若干低い状態です。

委員： 今回の見直しで割合は改善されるんですか。

事務局： そうです。前はもっと低く所得に係る分は43%くらいでした。

委員： 先ほど47%といったのは令和4年度の話ではないのですね。

事務局： 令和5年度の案で47%になるという事です。

議長： 他にご質問・ご意見ありますでしょうか。

委員： 保険税の請求が来るたびに高いなと感じるんです。この金額は京都府下で見た場合、高い方なんでしょうか。年代や人口の違いで比較できないかもしれませんが、同じくらいの状況の地域と比べた時に税額が高いのかどうか、地域によってどの程度の

ものなんでしょうか。

事務局： 税率改正案における1人当たりの金額が府下でどの辺りの順位になるのかという事ですけれども、他の市町村でも同じように税率検討の最中ですので、お伝えする数字が正しいという事では無いんですが、税率が変わればもちろん金額は変わりますし、所得や世帯状況によっても変わりますのでそこはご勘弁頂いて、例えば単身世帯の方で40～64歳以外の介護保険分がかからない方の平均額ですと、大体京都府下だと真ん中あたりの金額になります。単身世帯で全ての賦課総額の要素がかかっても同じように京都府下では中央あたりの金額と計算されます。府下で26市町村ありますので、順位としては10～15位くらいになろうかと思えます。

委員： 参考に現行の被保険者の平均で8万9千円となっており、仮に令和4年度で見た時に被保険者1人当たりの金額として聞いたつもりです。

事務局： 基本的にはそれぞれの所得の基準になる部分が京都府下でもかなり異なっております。金額や税率についても比較しかできません。全体として京都府下では丁度中間あたりの順位になります。金額については、所得の多い地域では当然賦課の平均額も高くなりますし、所得の少ない所では平均は低くなります。京都が南北に長いこともあって京都市内は人口が集中していて収入源も多いですが、自営業・農業が中心となる地域もありますのでそれぞれの地域の所得も異なっています。金額で一概に比較できるものではないのです。南丹市は各地域の税率や金額を比較して中間にあると思われれます。

委員： 南丹市で見た場合、1人当たりの金額は下がってきているんでしょうか。

事務局： 国保税の収入額を見ると令和4年度当初のデータと比べて、収納関係もあって金額に違いは出ますが、得られる収入は減ると試算しています。ただし被保険者数自体も減ってきていますので税率を変えなくても所得が変化しないと税額としては減っていきます。先ほどおっしゃっていたように金額をどのくらい負担するのかという事が一番関心がある事だと思いますので、去年の1人当たり負担額と比較して減少すると示しています。試算する中で検討を積み重ねてまいりました。

事務局： 各市町村の保険料の1人当たりの調定額について資料をすぐに出せませんでしたがこの会議が終わるまでに昨年度ベースですが1人当たりの金額が出せますのでまた後で補足させて頂きたいと思えます。

委員： 広報などを見ていると事業者などの収入減によって国保税の減免措置の申請が来ると出ていましたが、それがこの中の国保税に影響が出ているのか、金額として減免された額が下の歳入不足に含まれているのか、それとも滞納分の中に含まれるんでしょうか。

事務局 広報に出ていた減免は恐らくコロナの影響によるものかと思われますが、こちらにつきましては国からその費用に対する補助が出ます。

委員： コロナ減免は事業者として収入が減ったらその減った分を基準として次年度の算定がされるという事ですね。

事務局： そうです。令和5年度の保険税率は令和4年中の所得に応じて賦課されるものになります。令和3年度と令和4年度を比較して令和4年度が低かった場合はその低い収入をもって計算されます。

委員： そうしますと令和5年度の国保税の収入には影響が出ているんですか。

事務局： これまでのコロナ禍の状況も踏まえて見ておりますが、国等の持続化給付金などの収入補填もあり、著しく減少する状況にはなっていません。被保険者数が減ったり自然減もありますけども、それを踏まえても国保税収入が大きく減少したという事にはなっていません。

委員： 基金の状況を見ていると取り崩し額が無い年度もありましたけど、特別会計基金という事は一般会計の分もあると思いますが、この特別会計基金は保険税率が変わった時に、ここから出して保険税率を調整するような役目として考えていいのでしょうか。

事務局： 国民健康保険の会計に係る基金、いわゆる貯金の部分です。一般会計でも同様ですが、歳入と歳出が同額であれば取り崩しはしなくていいですし、歳入が多ければ貯金は増えていきます。一番低かったのは平成29年度でしたが、それまではずっと基金を取り崩して収支のバランスを取ってきたことになります。国保税の改正も実施して3年度・4年度は徐々に貯金が出来るようになっていました。その金額が一番高い所で昨年の3億6,000万弱、今年度の取り崩し額が約3,000万円ほどですので、予測として3億4,000万円ほどの国保の貯金になります。これは国保会計に関する貯金になりますのでこれを上手く活用して税率の調整もしていこうという事です。予算として約8,000万円ほどを取り崩しても余力は残っている状態です。来年の収支状況も見ながら、今後も安定した国保財政になるように考えております。

委員： 国保加入者が今後も75歳以上になって減少していくと予想されていますが、その場合、歳入歳出については今年度は特別会計基金の取り崩しになりますが、歳入歳出の方向的にはコロナ禍のような医療費に大きく影響するものが無ければ、不足になることが多くなると想定されますが。

事務局： 京都府への納付金については、まず全国で算定されて京都府に渡されて、京都府で

過去3年間の医療情報を見ながら南丹市でこのくらいの医療に関する負担をするように通知されます。令和4年度と比べると若干減ると見込んでいます。被保険者数が減ってくると当然国保税の収入も減少します。その減り具合も見ながら試算されているという事で、府から提示された金額を南丹市内の医療の支出状況も見ながら検討していく必要があると思いますが、大きく変更する予定は今はないと想定しています。全国の医療状況も同様でしょうし、極端に医療費が上がっていく状況ではないと思われまます。国からの補填や年齢構成などは変わってきますが、その辺りも動向を見ながら適切な試算を続けていきます。

議長： ご意見出尽くしましたでしょうか。

(意見なし)

令和5年度の南丹市国民健康保険税のあり方については保険税率を改正するとして市に答申するとして良いでしょうか。

(異議なし)

ご賛同いただいたものと致します。

答申の文面につきましては会長・副会長に一任頂ければと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

(2) 「南丹市国民健康保険税条例の一部改正予定について」

事務局： 国からの正式な通知が届き次第、改正する内容となりますのでご了承ください。

国民健康保険税は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の3つの要素で構成されております。賦課限度額は、それぞれの要素における所得割・均等割・平等割の合計額が一定額を超えて賦課されないように地方税法により定められた限度額をいいます。現行では医療保険分65万円、後期高齢者支援金分20万円、介護保険分17万円が賦課限度額として規定されています。令和5年度は国において、後期高齢者支援金分において2万円増額の22万円に賦課限度額の引き上げが検討されており、地方税法が改正される見通しになっています。併せて、法定軽減として一定所得以下の方に対して均等割・平等割を軽減する制度がありますが、物価高騰に配慮して、対象となる所得の範囲を引き上げる改正も国により検討されており、こちらも改正される見通しとなっております。

具体的には世帯の被保険者1人当たりの金額を最大で1,5万円引き上げることが検討されております。これにより低所得世帯への保険税率を軽減しつつ、必要な保険税

収を確保する際に高所得者層に多く負担いただくことで、中間所得者層に配慮した税率設定が可能となります。今年度中に地方税法が改正され令和5年4月1日施行となる見込みですので、それに併せて南丹市国民健康保険税条例を一部改正する予定としておりますのでご報告させていただきます。

議長： ご質問・ご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

(3) 「南丹市国民健康保険条例の一部改正について」

事務局： こちらの改正は出産育児一時金についてのものです。かねてから出産費用が多であるという課題について、国の社会保障審議会・医療保険部会の方が12月の議論の整理において、出産育児一時金の額は令和4年度の出産費用の平均額の推計等を勘案して、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきであるとされたものです。こちらの50万円という額は産科医療補償制度の対象となる出産の場合の額です。

出産育児一時金の支給額については保障制度の加算額を除いた法律上の出産育児一時金40万8,000円を48万8,000円に改正するというを行います。条例上は40万8,000円を48万8,000円に改正することになります。産科医療補償制度の加算対象となる場合は、1万2,000円を加算することになり、出産育児一時金は50万円となります。今年4月1日施行予定となっておりますので、それに伴って国の法律改正通知後、南丹市の条例も改正したいと考えておりますので、現在予定として報告いたします。

議長： ご質問・ご意見ありましたらお願いします。

委員： 改正内容が支給額48万8,000円へ改正するんですか。それとも50万円に改正するんですか。

事務局： 基本的には48万8,000円になります。ただし出産をされた施設等でこの産科医療補償制度に加入されていない場合は基金に支払いされていないという事ですので48万8,000円となります。加入されている場合の加算額として1万2,000円となります。

委員： この産科医療補償制度は、どこからお金が出るんですか。

事務局： 例えば産科医さんで色々な不具合、失礼な言い方ですが事故が起こった場合に備えて保険を掛けます。その掛金が1万2,000円になります。

その掛金も含まれた分が出産費用となりますので掛金分を含めて50万円の支給となっております。恐らく保険を掛けずに出産という所はあまり無いと思いますので条例上は48万8,000円ですが、保険掛金分も含めて50万円となります。

委員： 一般的に出産のための費用というのは50万円で足りるのでしょうか。

事務局： 報道や新聞発表でも取り上げられていますが、これも地域によって平均額は異なりますし産科医さんによっても差があります。ただ先ほども言われましたが全国平均として48～49万円ほどになります。

ただし、取り上げられているように東京なんかは高額で逆にそれ以外では低いそうですが、国が全国で一律に50万円としようとしたと決定されたという事でそれに従う形になります。

議長： 他にご質問・ご意見ありませんでしょうか。

(意見なし)

議事については全て終了します。

#### 4. その他

##### ○ 「子宮頸がん検診について」

事務局： 前回、委員からご質問がありました子宮頸がんの受診者の年齢分布について、令和3年度と令和4年度の受診者のデータをまとめています。令和4年度につきましては個別健診を12月まで実施しておりました関係で、集計が終了していませんので、1月10日現在のデータを挙げております。

ご指摘があったのは、20代・30代の女性の方が子宮頸がん検診を多く受けていただかなければいけないのではないかという事でした。20代については人口比で見ても1割に満たない受診状況ですし、30代につきましても他と比べて少ないことが分かります。20代・30代の方は子育て中であつたり、働いておられたりという事で集団検診での受診はかなり少なくなっておりますので、個別健診において受診勧奨をもっと力を入れて実施していくという方向で進めてまいりたいと思っております。

委員： 前回、気になったのは南丹市の受診率が全国・京都府下では高い方と説明されていたことです。今日も直近で受診率は20.9%とありますよね。

事務局： はい。

委員： 国が発表している受診率は大体40%以上だとされていますけども、それで全国平均より高いというのは。

事務局： こちらの受診率につきましては、健康増進法に基づく受診率を挙げており、資料下部の参考に算定方法を書いています。20～69歳の女性が2年に一度受診する率とし



て定められた方法で計算されているものです。

委員： 国が発表しているような目標率は50%とされていますけども、そこに到達せずとも直近で約47%と厚労省のホームページでも出されていますが。これも同じ対象で2年に1度という基準になっていますが。

事務局： 恐らく算定方法が異なっているのかと思います。我々が発表しているのは先ほど申し上げた法律によるものです。

委員： 倍にしても40%弱でそれでも国より低い数値ですが。前回国・府より受診率が高いと説明された元になるデータを出してもらわないと。例えば、国や京都府が10%代で南丹市は20%を超えているので他より高いということかと前回思いました。でも国のデータを見ても50%を目標としているけども40%後半くらいでまだ目標には達していないというデータしか見つからなかったんですが、その国との比較データはどこを参考にされたんですか。

若い人が受診されていないというのは良く分かりましたし、実際進行が早いのも若い人ですから、見つかった時にはもう治療が難しいというのが、20代・30代では多く見られていますので、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が再開されましたので、ワクチンの後に20歳になったら必ず自治体からお知らせがあるので検診を受けて下さいというのは、こちらでも小中学生保護者の方も含めてお話しています。ただ、南丹市はそれでも高いんだと言われると前回も違和感がとてもありました。データの事ですし、どのデータと比較してそういう結論が出されたのか教えてほしかったんです。比較対象となった国・府のデータを教えてもらえればと思います。

事務局： 全国的な数値が出ていますのでまた詳細を後日送らせていただきます。

資料については皆様方に郵便でお送りしたいと思いますので、またその際にご確認いただければと思います。

#### ○ その他

委員： 先ほど基金の取り崩しについてお話がありましたけども、基金はどのくらい積み立てておくのが妥当なのか。流動的に活用することでより負担を減らすことも考えられるかと思いますが。

事務局： 安心のためにも積み立ては必要だとは思いますが。ただし、積立金が増えていくばかりでは市民からの理解は得られないとも思っています。どのくらいが適切な額なのかというのは示されていませんが、経験や各種データから考えると南丹市の場合は全体予算の大体5%前後、1億5,000万~2億円ほどの貯金があれば安定した財政運営が出来ると思います。

国保財政は全国的にも厳しい状況が続いておりますので、それも勘案しながら引き

続き国の方に財政支援をと毎年のように京都府や市長会を通して要請させて頂いております。

基金は2億円前後の確保と考えております。

委員： 均等割・平等割を減額されることによって所得割は0.2%上がっているんですが、ごくごく少数の高所得者等で減税でなく増税になる人というのは、どのくらいおられるんですか。収入や保険料には上限がありますからそういった人がおられないかもしれませんが。

事務局： 全ての所得者が減額になったという事は考えづらいと思います。所得によって変動しますから去年より多いという人もおられると思います。平均として減額になるという事です。

例えばですが、夫婦2人で生活されていて課税される年収が400万円を超える方だと介護に関しての負担が増えるかもしれません。

委員： 全体で見れば全員が減税ではなく、高所得の方が0.2%介護保険の増税によって現状より高くなる可能性があるという事ですか。

事務局： そういう事です。

司会： 他にご質問・ご意見ありませんでしょうか。

事務局： 事務局からですが、次第1の協議事項であった保険税のあり方について1人当たりの国保の保険料のご質問を頂きましたが、報告したいと思います。

令和3年度の当初1人当たりにつきましては8万6,783円でした。それが決算におきまして京都府が統括した資料がありますが、この中では京都府下の26市町村の中で16位、決算額では1人当たり8万0,601円となっています。

それでは本日は委員の皆様にご慎重審議頂きまして令和5年度の南丹市国民健康保険税のあり方について協議頂きました。答申につきましては会長・副会長が市長の方に提出いただく予定としておりますので報告させていただきます。

それでは閉会にあたりまして、副会長よりご挨拶をお願いします。

副会長： 予定された時間の中で税率を引き下げるという方針の骨子について、皆様のご賛同を頂きました。この後市長の方へ答申する事になります。

色々なご質問がありました。今後ともよろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。

本日は、委員の皆様、本当に慎重審議頂きましてありがとうございました。

司会： 以上で令和4年度の第3回南丹市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

たいと思います。本日は誠にありがとうございました。

以上